水田農家の皆さんへ

４月から戸別所得補償モデル対策がスタートしました。この対策は転作を行い、水田を有効活用して生産を行う販売農家に対して助成する『**水田利活用自給力向上事業**』と米の生産を行う販売農家に対して助成する『**米戸別所得補償モデル事業**』があります。両事業とも助成を受けるためには要件がありますので、水田農業推進協議会からお送りしています営農計画書をご確認いただき要件を満たす場合は申請の手続きを行ってください。

水田利活用自給力向上事業

自給力向上のために水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農の皆さんに、主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援を行います。

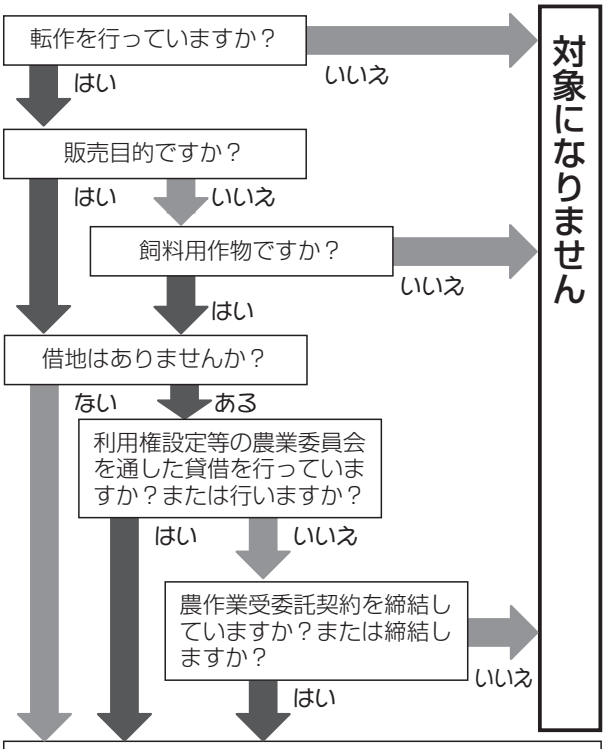

■申請締切は６月30日です。

不明な点及び詳細は、下記までお問い合わせください。

申請及び問い合わせ先

伊野地区
伊野地区水田農業推進協議会（ＪＡ伊野町枝川支所）
☎ ８９２－１６７５
産業経済課 ☎ ８９３－１１１５
吾北地区
ＪＡコスモス地域水田農業推進協議会
（ＪＡコスモス吾北支所）
☎ ８６７－２２１１
吾北総合支所産業課 ☎ ８６７－２３１３

米戸別所得補償モデル事業

自給率向上のための環境整備を図るために、米の生産数量目標に従って生産する販売農家・集落営農の皆さんに対して、主食用米の作付面積に応じて10アール当たり15,000円を定額交付します。

米の価格が下落した場合には、さらに追加補てんも行います。

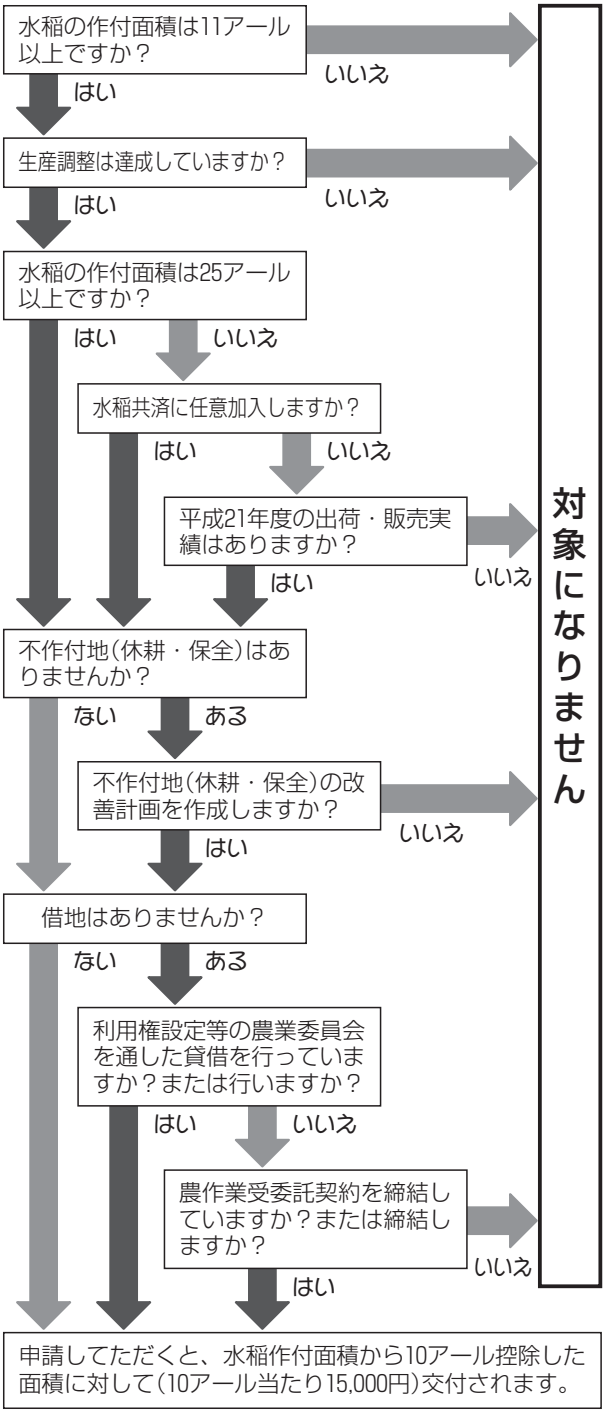

■申請を行った皆さんへの注意点

申請を行っていただいた方には、後日直接国より通知があります。その通知と一緒に交付金の交付申請書が同封されます。その申請書に必要事項を記入し提出しないと交付金は交付されませんので、ご注意ください。